

吉富町子どもの読書活動推進計画 (第3次)



平成29年4月

吉富町教育委員会

はじめに

読書は、人間にとって最も基礎的な活動の一つであり、生涯にわたる学習活動の基盤となるものです。

特に子どもの読書活動は、次代を担う子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。

近年の国内外の学力調査の結果から、我が国の子どもたちには、思考力・判断力・表現力等に課題が認められるといわれています。読書は、読んで、心を動かされ、整理して自分の考えをまとめ、表現するという学習の土台となります。また、読書を通じて体験する世界は新たな発見や感動をもたらし、子どもの想像力や豊かな人間性や自ら学ぶ力を育みます。

その重要性に鑑み、社会全体で子どもの読書活動の推進を図っていくために、国では法律の制定や推進計画の策定を行い、県や町でも同様に計画を策定し、推進に努めてきました。

子どもの読書離れが懸念されるようになって久しくなりますが、現代の子どもの読書活動を取り巻く状況はさらに多様になっています。テレビやゲームだけでなく、携帯電話やスマートフォン、インターネット、電子書籍等の新たなメディアの影響も看過できません。

情報メディアの普及により、子どもだけでなく大人の生活環境も変化し、依然として活字離れや読書離れが問題となっている中、子どもの読書活動を推進するためには、保護者、教員、保育士等子どもにとって身近な大人が読書活動に理解と関心を持ち、子どもの読書活動の重要性を十分認識し、社会全体で子どもが自主的に読書に親しみ、それぞれの発達段階に応じた読書活動ができる環境を整える必要があります。

平成24年4月に策定した「吉富町子どもの読書活動推進計画（第2次）」における成果や課題を整理し、社会情勢の変化や国及び県の計画の内容を踏まえ、本町の実情を勘案した「吉富町子どもの読書活動推進計画（第3次）」を策定し、引き続き子どもの読書活動を推進します。

平成29年4月

吉富町教育委員会
教育長 皆尺寺 敏紀

第1章 第3次計画の策定にあたって

- 1 第3次計画策定の背景 1
 - (1) 国の動き
 - (2) 県の動き

第2章 第2次計画における取り組みと課題

- 1 第2次計画の取り組み 2
 - (1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進
 - (2) 幼稚園・保育園（所）における子どもの読書活動の推進
 - (3) 小・中学校における子どもの読書活動の推進
- 2 第2次計画の課題 6

第3章 子どもの読書活動の推進のための施策

- 1 第3次計画の概要 8
- 2 第3次計画の視点と基本方針 8
 - (1) 家庭・地域・園（所）・学校における子どもの読書活動の推進
 - (2) 子どもの読書活動推進のための施設・設備等の整備・充実
 - (3) 図書室及び学校図書館等との連携・協力
 - (4) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

資料編 12

- 1 吉富町子どもの読書活動推進協議会設置要綱
- 2 吉富町子どもの読書活動推計画策定委員会委員名簿
- 3 町内読書ボランティア団体
- 4 読み聞かせ参加人数等
- 5 ブックスタート参加人数等
- 6 学校図書館法の一部を改正する法律

第1章 第3次計画の策定にあたって

1 第3次計画策定の背景

(1) 国の動き

国を挙げて子どもの読書活動を推進するため、平成12年の「子ども読書年」を契機として、読書の意義が再認識される中、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」とし、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備」を推進することとして、国や地方公共団体の責務を定めています。

この法律に基づき、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関わる基本的な計画」（第一次）が策定され、施策の基本的方針とともに国及び地方公共団体の取り組みが明らかにされました。

その後、平成20年3月には、社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く環境の変化等を踏まえた第二次計画、平成25年5月には第三次計画を策定され、現在これに基づいた取り組みが進められています。

(2) 県の動き

福岡県は、国の計画を踏まえ平成16年2月に「福岡県子ども読書推進計画」を策定し、福岡県内の読書に関する機関、施設、団体等が子ども読書活動を推進していくための4つの基本方針（1. 家庭・地域・学校・民間における子どもの読書活動の推進 2. 子どもの読書活動推進のための施設・整備等諸条件の整備・充実 3. 図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化 4. 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及）を掲げ、子どもの読書活動の推進を図っており、平成22年3月次いで平成28年8月に「福岡県子ども読書推進計画」の改訂を行っています。

第2章 第2次計画における取り組みと課題

1 第2次計画の取り組み

第2次計画では第1次計画を継承しつつ、「福岡県子ども読書推進計画」の4つの基本方針に基づき、吉富町子どもの読書推進計画に沿って取り組みを行いました。

(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

○吉富町子どもの読書活動推進協議会の推進

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）に基づき、子どもの読書活動の推進を図るため、平成24年7月に「吉富町子どもの読書活動推進協議会設置要綱」の制定をし、吉富町子どもの読書活動協議会を設置しました。

○ブックスタート事業

平成22年11月からブックスタート事業を開始しています。1歳6ヶ月健診時（年間4回実施）に絵本1冊と「初めて出会う絵本のリスト」等また、平成28年11月から乳幼児健診（毎月実施）に「0さいからのブックリスト」等を保護者に配布し、子どもの読書についての関心を深めるとともに、図書室利用の促進及びおはなし会の案内を行いました。

ブックスタート事業の際には、読書ボランティア団体「とんからりん文庫」が、個別読み聞かせをして啓発を行っています。

○幼児期の読書活動推進

乳幼児及び3歳児健診の際は、読書ボランティア団体「とんからりん文庫」が絵本コーナーを設置して個別読み聞かせ、5歳児健診の際は、読書ボランティア団体「とんからりん文庫」が個別読み聞かせ、「まほうのかばん」がパネルシアターや指人形によるおはなし会をして啓発を行っています。

○吉富町公民館図書室の蔵書数等

平成24年度末の児童書蔵書数は、3,166冊でしたが平成28年度末現在は、4,137冊と図書の充実を図りました。

図書室の状況（児童書）

(年度末)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
人口	7,046人	6,988人	6,912人	6,882人	6,813人
蔵書数	3,166冊	3,419冊	3,638冊	3,902冊	4,137冊
貸出冊数	3,571冊	3,285冊	2,882冊	3,965冊	3,776冊
利用者数	5,282人	5,369人	5,122人	5,762人	5,240人

蔵書数（児童書）

分類	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計
	総記	哲学 宗教	歴史 地理	社会 科学	自然 科学	技術 工学	産業	芸術 美術	語学	文学 絵本	
H24年度	90	21	68	70	198	31	21	236	32	2,399	3,166
H25年度	90	26	78	74	217	32	23	257	36	2,586	3,419
H26年度	94	28	89	78	228	36	25	277	38	2,745	3,638
H27年度	98	37	89	85	244	43	26	303	39	2,938	3,902
H28年度	100	41	90	92	255	50	29	322	41	3,117	4,137

利用者

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H24年度	425	437	444	461	537	462	425	406	403	373	409	500	5,282
H25年度	413	420	432	501	442	425	471	486	429	403	441	506	5,369
H26年度	444	422	427	461	493	415	402	393	382	401	425	457	5,122
H27年度	473	436	522	594	500	498	454	452	436	424	453	520	5,762
H28年度	485	478	539	533	454	397	408	380	369	363	393	441	5,240

年齢別利用者数

	0～6	7～12	13～15	16～18	19～22	23～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70以上	団体等	合計
H24年度	259	795	224	58	49	255	766	857	478	877	603	61	5,282
H25年度	114	885	138	95	65	161	737	747	443	1,035	921	28	5,369
H26年度	69	813	132	103	39	136	607	605	491	936	1,135	56	5,122
H27年度	180	720	246	110	70	96	788	701	606	892	1,320	33	5,762
H28年度	244	704	207	142	45	78	629	680	548	739	1,147	77	5,240

(2) 幼稚園・保育園（所）における子どもの読書活動の推進

各園（所）では、生活のあらゆる場面をとらえ、絵本や話を聞き体験を積み重ねることによって、絵本の楽しさを知る子どもを育てることができました。いろいろなものへの興味関心が高まる大切な時期に絵本と出会うことで言葉を学び、感性豊かな心を育むことにつながりました。

幼保一体化施設「子どもの森」では、読書ボランティア団体（まほうのかばん）の協力を得て、月1回絵本の読み聞かせを主にパネルシアター・紙芝居等を実施しています。

(3) 小・中学校における子どもの読書活動の推進

○小学生読書リーダー

小学校に小学生読書リーダーを育成・配置し、小学校期における読書活動の充実と読書習慣の定着を図り、子どもの読書活動推進に関わる機関・団体等が連携・協力し、子どもの自主的な読書活動の推進を図るため、平成 25 年度から 5 年生 2 名を対象に「小学生読書リーダー」育成講座を、学校司書、司書教諭、読書ボランティア団体（まほうのかばん・とんからりん文庫）のご協力の下、実施しています。

平成 25 年度は福岡県の事業で行っていましたが、平成 26 年度からは町単独の事業となっています。

○うちどく（家読）

「うちどく」は「家族ふれあい読書」の略語で、家族みんなで読書をすることで「家族のコミュニケーション」を深めることを目的とした読書運動です。

平成 27 年度から 3 カ年計画で、小学校にて実施しています。

平成 27 年度は、全児童にうちどく啓発冊子「小学生によんでほしい本 200 冊」及び全保護者にうちどく啓発チラシを配布しました。

平成 28 年度は、2・3 年生の家庭を対象に、読書を通して家族のコミュニケーションを深めるため、クラスの中 4～5 人を 1 グループにして、本を 3、4 冊とうちどくカードをセットしたりレーバックを輪番で持ち帰り、家族で本を読んで会話をし、家族で本を読み、感想を話し合い「うちどくカード」に記録し、1 週間を期限に親子でできるだけ多くの本を読み、期限になったら、うちどくバックを学校に持っていき次の人に渡し「うちどくカード」に記録された感想をみんなで共有し、図書館便りや掲示板等で感想を紹介し、小学生の読書習慣の定着を図りました。

○小・中学校図書館のバーコード化

バーコード化 小学校：平成 24 年 6 月導入

中学校：平成 24 年 8 月導入

バーコード化になったことに伴い

1. 蔵書管理の簡素化

- ・蔵書冊数、NDC 分類別の蔵書数等、蔵書の状況が管理できるようになる。
- ・テーマ毎の蔵書検索ができるようになり、学習テーマにあわせて簡単に資料提供ができるようになる。

2. 貸出・返却管理の簡素化

- ・貸出・返却が簡単になり、人的ミスがなくなった（カードの入れ間違い等）。
- ・カードを記入する面倒がなくなり、貸出率が向上した。
- ・返却漏れの連絡等が簡単に行えるようになる。

3. 個人情報の管理

- ・個人の読書管理の記録が残せる。

- ・カード方式の廃止により、個人情報の流出（誰が何を借りたか等）が防げる。

4. その他

- ・資料や利用者等様々な統計が出せるようになったため、「図書だより」等で発信。読書意欲の向上につながられるようになる。

○図書司書の配置

「学校図書館法」では、12 学級以上の学校においては司書教諭を置くように定められています。

小・中学校ともに司書教諭が配置されていますが、学級担任や教科担任、部活動の顧問等他の校務との兼務となっており、多岐にわたる校務の間をぬって学校図書館の業務を行っているのが現状です。

学校図書館が「読書センター」「学習・情報センター」としての機能を十分発揮できるよう、平成 27 年度から小学校では図書司書の嘱託職員を配置し、司書教諭と図書司書が連携して学校図書館の活性化や、学校図書館を活用した学習指導の推進に努めました。

図書司書については、平成 26 年度までは、週 4 日（31 時間）の雇用（臨時職員）でしたが、学校図書館の充実を図るために、平成 27 年度からは、週 5 日、9 時から 16 時まで（30 時間）の雇用（嘱託職員）としました。

○学級文庫の整備

小学校の全学級とも学級文庫を設置し、子どもが身近な場所で気軽に読書を楽しめるよう、図書スペースを設け施設の環境の整備を行っています。

また、毎年発表される課題・指定図書を学級文庫として配布しています。

○朝読・おはなし会

小学校では、読書ボランティア団体（まほうのかばん）の協力を得て、週 1 回の朝読、月 2 回の昼のおはなし会を実施しています。

○地域における取組み

読書ボランティア団体（まほうのかばん・とんからりん文庫）の協力により、園（所）、学校、保健センター等での「読み聞かせ」等の活動が盛んになって、乳幼児から児童・保護者への本（読書）への興味を喚起しています。

○小・中学校図書館の蔵書数

小学校

6月30日現在

分類	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計	達成率
	総記	哲学 宗教	歴史 地理	社会 科学	自然 科学	技術 工学	産業	芸術 美術	語学	文学 絵本		
蔵書数 (H24)	75	64	340	270	691	347	132	329	220	3,844	6,312	72.1 %
基準数	526	175	1,577	788	1,314	526	438	788	350	2,278	8,760	
蔵書数 (H25)	88	79	408	361	776	389	152	394	259	4,817	7,723	88.2 %
基準数	526	175	1,577	788	1,314	526	438	788	350	2,278	8,760	
蔵書数 (H26)	114	84	429	391	852	411	169	409	315	5,210	8,384	95.7 %
基準数	526	175	1,577	788	1,314	526	438	788	350	2,278	8,760	
蔵書数 (H27)	131	104	571	415	983	492	228	525	347	5,609	9,405	107.4 %
基準数	526	175	1,577	788	1,314	526	438	788	350	2,278	8,760	
蔵書数 (H28)	135	119	594	444	1,080	535	243	548	382	6,029	10,109	115.4 %
基準数	526	175	1,577	788	1,314	526	438	788	350	2,278	8,760	

中学校

6月30日現在

分類	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計	達成率
	総記	哲学 宗教	歴史 地理	社会 科学	自然 科学	技術 工学	産業	芸術 美術	語学	文学 絵本		
蔵書数 (H24)	142	210	672	797	555	241	111	534	320	4,082	7,664	65.6 %
基準数	701	350	1,986	1,168	1,752	701	584	934	584	2,920	11,680	
蔵書数 (H25)	147	238	727	844	576	252	111	543	326	4,343	8,107	69.4 %
基準数	701	350	1,986	1,168	1,752	701	584	934	584	2,920	11,680	
蔵書数 (H26)	157	260	762	905	592	288	123	594	329	4,618	8,628	73.9 %
基準数	701	350	1,986	1,168	1,752	701	584	934	584	2,920	11,680	
蔵書数 (H27)	166	291	786	932	631	323	136	642	337	4,852	9,096	77.9 %
基準数	701	350	1,986	1,168	1,752	701	584	934	584	2,920	11,680	
蔵書数 (H28)	176	302	811	961	655	362	152	683	347	5,040	9,489	81.2 %
基準数	701	350	1,986	1,168	1,752	701	584	934	584	2,920	11,680	

平成 24 年 6 月末の小・中学校図書館の蔵書数は、小学校 72.1%・中学校 65.6%でありましたが平成 28 年 6 月末現在は、小学校 115.4%・中学校 81.2%と図書の実質を伸ばしました。

2 第 2 次計画における課題

保育園（所）や幼稚園、学校、図書室、ボランティア団体等や行政は、それぞれ子どもの読書活動に対する重要性を認識し、子どもの読書活動を推進するために、保護者や子どもへの啓発、読書環境の整備に取り組んできました。

しかし、社会情勢や生活環境が変化する中で、読書活動の重要性を認識しながらも、大

人の読書の時間、本に親しむ機会は減っており、学年、学校段階が進むにつれて子どもの読書時間を確保することも難しくなっています。

また、ゲーム、インターネット、携帯電話、スマートフォン等のメディアの発達や保護者の活字離れ、読書離れもあり、読み聞かせ等への関心が低い子どももいます。

今後とも保護者が落ち着いて読書活動に参加できるような環境づくり、読み聞かせの工夫等と通して保護者同士の交流や、図書室等と連携した事業の推進を図ることが望まれます。

○ブックスタート事業

1歳6ヶ月健診時に絵本1冊と「初めて出会う絵本のリスト」等を保護者に配布しておりますが、健診未受診者には配布ができておりませんので、関係機関と連携して確実に全幼児に届くように努めます。

○学校図書館の蔵書

小学校及び中学校の蔵書につきましては、この5年間で蔵書数も増加はしておりますが、古い図書を新しいものと入れ替える等、学校図書館の蔵書をさらに魅力的なものにする必要があります。

○学校図書館の施設の整備

小学校及び中学校の図書の蔵書数は増加しておりますが、今後さらに図書の充実を図るためには、図書スペースと棚の確保が必要であります。

○読書ボランティア団体の募集・育成

保護者や地域の方から読書ボランティアを募り、「読み聞かせ」活動等を推進することができておりません。読書ボランティア団体の募集・育成をする必要があります。

○子どもの読書にかかわる講座の開催

子どもの本や読書に関心のある個人・団体を育成するための多様な講座を開催し、意欲ある人たちの活動の場の創出ができておりません。育成講座を開催する必要があります。

第3章 子どもの読書活動の推進のための施策

1 第3次計画の概要

【計画の対象】

子どもとはおおむね15歳以下をいい、計画の対象は子どもの読書活動の推進に関わる全住民とします。

【計画期間】

平成29年度からおおむね5年間として、必要に応じて計画の見直しを行います。

2 第3次計画の視点と基本方針

「吉富町子どもの読書推進計画」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」や「文字・活字文化振興法」、平成28年8月に策定された「福岡県子ども読書推進計画」（改訂版）を基本として、子どもが読書の楽しさやすばらしさに出会い、読書を通じて心の豊かさや人生をより深く生きる力を身につけることができるような環境づくりをすすめ、子どもが健やかに成長することを目指すものです。

子どもの読書活動を推進するため、4つの基本方針を掲げ、その推進に努めます。

4つの基本方針

- 1 家庭・地域・園（所）・学校・民間における子どもの読書活動の推進
- 2 子どもの読書活動推進のための施設・設備等の整備・充実
- 3 図書室及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化
- 4 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの読書活動推進計画を推進するためには、家庭や地域、学校、行政、子どもを対象とした読書活動団体等が連携し、協働していく体制を整えることが必要です。それぞれの事業を読書の大切さという観点から見直し、連携が必要な事業については共に協力しあうことで相乗効果を上げることができます。

そのため、家庭や地域、学校、行政、子どもを対象とした読書活動団体等の取り組みの進捗状況の把握や情報交換を行うとともに、読書ボランティアの人材育成、交流の促進を進めることが望まれます。

また、様々な組織・団体等が一体となって子どもの読書活動の意義や重要性について、

あらゆる機会を通じて効果的な啓発広報に努めることが必要です。

(1) 家庭・地域・園（所）・学校・民間における子ども読書活動の推進

家庭・地域

家庭は、乳幼児期の読書習慣を形成するのに重要な役割を担っています。また、地域とともに、休日の過ごし方を考える主体的な立場にあります。保護者が、生活の基本の場である家庭において、子どもに読み聞かせをすることで、絵本の世界を親子で共有することができます。一つの世界を共有し、そのことについて語り合うことは、親子の心のふれあいを生み、親に対する信頼感を育みます。

地域は、子どもが遊んだり、暮らしたりする日常の場です。子どもに関わる地域の公共施設においても、子どもの読書活動の重要性を認識し、子どもが本と出会い、本に親しみ、楽しむきっかけづくりとなる環境を整備し、子どもの読書活動を充実させる必要があります。

家庭や地域において、日常的に絵本の読み聞かせに接している子どもは、言葉の習得やおはなしを聞く態度、集中力が高まりつつあります。読み聞かせをすることによって、大人の読書に対する認識が高まり、子どもの読書意欲や、読書の習得が徐々に身につけてきました。

今後とも保護者が落ち着いて読書活動に参加できるような環境づくり、読み聞かせの工夫等と通して保護者同士の交流や、図書室と連携した事業の推進を図ることが望まれます。

保育園（所）・幼稚園

保育園（所）・幼稚園は、子どもにとって一日の大半を過ごす場所です。様々な活動をする中で、とりわけ絵本の読み聞かせは、子どもに、読み聞かせの心地よさや楽しさを十分に味あわせて、想像力や豊かな心を育てています。

発達段階や年齢に応じた絵本の読み聞かせ等と通して、絵本とのふれあいのきっかけをつくり、日常の保育や教育の中での読書の充実を図ることが大切です。

さらに、保護者に対しても乳幼児期からの読書（読み聞かせ）の大切さを伝えていく必要があります。

学校

学校は、子どもの発達段階に応じて、読書への興味・関心を高め、読書習慣の定着を図り、読書力や表現力を育成していく役割を担っています。

子どもにとって身近な大人である教員等が、子どもの読書活動の重要性を認識し、読書習慣を身につけるための環境を整備し、質の良い豊かな読書活動を行うことができるよう支援するとともに、授業や学習における学校図書館の活用を促進し、学校や家庭での子どもの読書活動を進めます。

民間

民間は、子どもの読書活動に関する関心を高めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供する等、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与しています。

例えば、読書週間等の町の取り組み、読書感想文コンクール、家庭での読み聞かせを積極的に奨励する運動、フォーラムの開催、読書指導員の養成等が行われています。

また、子どもの読書活動の推進を図る民間団体の活動を充実させるとともに、民間ネットワークを構築して実施する情報交換や合同研修等の促進を図るためにも「子どもゆめ基金」をはじめとした助成等により、これらの民間団体の活動を支援します。

(2) 子どもの読書活動推進のための施設・設備等の整備・充実

- 各保育園（所）・幼稚園の状況に応じた、絵本コーナーの設置や、園児が手に取りやすい配架等の工夫をします。
- 幼児の関心に沿った絵本の収集を行います。
- 読み継がれてきた本を大切にしながら、新たな読書需要に対応できる本や雑誌、視聴覚資料等幅広く資料を収集し、充実に努めます。
- 子どもにすすめたい本や郷土資料、学習に役立つ資料等を積極的に選書するとともに、バランスのとれた資料購入、適正な除籍を進めます。

(3) 図書室及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化

- 小・中学校図書館と公民館図書室等のネットワーク化並びに相互貸借

図書室は、子どもの読書活動を推進するために図書室資料を充実させ、国や県とのネットワークや相互貸借を活用することにより、子どもの読書環境を豊かにしていくことが望まれています。

しかしながら、現状はネットワークの環境整備がされておられません。

インターネットを経由した検索システムが可能になれば、各図書館（室）の蔵書情報を得ることができ、相互貸借ができるようになります。

それにより、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等の調べ学習に対応し、学校図書館資料の有効活用を図れるため、環境整備に努めます。

小学校、中学校、公民館図書室間で蔵書の検索並びに貸借が可能になると貸出向上に繋がる。

小学校：児童書、調べ学習（多巻）、低学年向け絵本

中学校：ヤングアダルト（ライトノベル）、中高生向け調べ学習、文庫本
図書室：一般向け蔵書、乳幼児向け絵本
上記のような色分けをすることでむやみに複本を作らず、蔵書の幅も広がる。

(4) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

- 子どもの本や読書に関心のある個人・団体を育成するための多様な講座を開き、意欲ある人たちの活動の場の創出に努めます。
- 公民館図書室と読書ボランティアとによる、おはなし会の共同実施や後継者の育成、おはなし会の研修を実施し支援します。
- 子どもの発達段階に応じた子どもにすすめたい本や、子どもと一緒に楽しめる本を紹介し、家庭で本に親しむきっかけづくりをすすめます。
- 子どもの読書活動を推進するために「広報よしとみ」や「ホームページ」等に定期的な掲載や、ポスター、案内文書等による情報提供に努めます。また、公民館図書室においても、利用方法や催しの紹介、新刊図書案内を通して、読書活動の普及の推進に向けて、積極的な広報活動を行っていきます。
- ブックスタート事業やおはなし会の開催等、定期的な読み聞かせを継続し、本と出会い、親しむきっかけづくりをすすめます。
- 子どもの読書活動を推進するためには、子どもの読書活動の意義や必要性に対する住民の広い関心と深い理解が必要です。子どもの読書活動についての関心と理解を深めるために設けられた「子ども読書の日」（4月23日）や文字・活字文化についての関心と理解を深めるために設けられた「文化・文字文化の日」（10月27日）をはじめ、あらゆる機会に広く普及・啓発に努めます。
- 図書室は、子どもにとってたくさんの本と出会い、読書の楽しみを知り、知識を得ることができる場所です。家庭・地域・保育園（所）・幼稚園・学校・子どもを対象とした読書活動団体等が子どもの読書活動を推進するために、図書室資料を選択し、子どもの本についての読書相談やレファレンスサービスをすることのできる場所でもあります。
また、子どもが、自ら図書室へ足を運ぶことは大きな意味を持っています。
子どもが自ら学び、子どもの豊かな心を育て、読解力を育成するように図書室資料を充実させ、子どもにとって一層魅力のある蔵書構成をめざし、読書意欲の向上に努めます。

○ 障がい等のある子どもに向けた図書提供

赤ちゃんから中学生までの子どものライフスタイルごとに取り組むとともに、障がいのある子ども、日本語を第一言語としない子ども等特別な配慮が必要な子どもに加え、保護者に対する取り組みを大切に、それぞれの立場を尊重しつつ取り組みに努めます。

○吉富町子どもの読書活動推進協議会設置要綱

平成 24 年 7 月 5 日
教委告示第 3 号

(目的)

第 1 条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成 13 年法律第 154 号)に基づき、子どもの読書活動の推進を図るため、吉富町子どもの読書活動推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの読書活動推進計画の改定に関する計画及び審議
- (2) 子どもの読書活動の推進に関する協議
- (3) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会の委員は教育長が任命する委員をもって構成する。

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げないものとする。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会には会長を置き、委員の互選とする。

5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 協議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

吉富町子どもの読書活動推進計画策定委員会委員名簿

	氏 名	委 員	役 職
1	礪田五孝	学識経験者	会 長
2	中尾ケサミ	子ども会会長	
3	永野公敏	吉富保育園園長 吉富幼稚園園長	
4	平井厚志	吉富小学校校長	職務代理者
5	榎 憲 治	吉富中学校校長	
6	梅津光文	吉富小学校PTA会長	
7	上村麻里	吉富中学校PTA会長	
8	太田美紀	吉富小学校司書教諭	
9	湯田奈保子	吉富中学校司書教諭	
10	林田浩美	吉富町図書司書	
11	山本裕子	吉富町図書司書	
12	守口えみ子	読書ボランティア代表	
13	上西 裕	健康福祉課長	
14	江河厚志	吉富町公民館長	

町内読書ボランティア団体

団体名等	活動場所	主な活動内容
<p>読み聞かせの会 「まほうのかばん」</p> <p>設立年:平成7年11月</p>	<p>吉富小学校 幼保一体化施設「こどもの森」 吉富あいあいセンター</p>	<p>①吉富小学校での活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝読（各教室） 毎週木曜日 8:25～8:40 全学年各クラス対象 ・昼のおはなし会 毎月第2火曜日 13:00～13:30 低・中学年対象 ・春の全校読書集会（年1回） ・読書リーダー養成講座支援 ・うちどくりレー事業支援 <p>②幼保一体化施設「こどもの森」での活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回、絵本の読み聞かせを主に、 パネルシアター・紙芝居等 <p>③吉富あいあいセンターでの活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5歳児健診時におはなし会 年4回（6・9・12・3月に実施） <p>④ボランティアネットワーク関連の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流会、学習会、絵本作家による講演会の参加と協力

町内読書ボランティア団体

団体名等	活動場所	主な活動内容
※読書ボランティア 「とんからりん文庫」 活動開始 平成 23 年 7 月 1 日	土屋ミニ子ども図書館 「とんからりん文庫」	○個別読み聞かせ活動（開館時） ○ミニお話会（不定期）
	吉富町子育て支援センター	○幼児対象お話会協力（教育委員会より依頼） （毎月第 3 水曜日 10：30～11：00） 平成 24 年 6 月 20 日開始 現在まで
※地域文庫 土屋ミニ子ども図書館「とんからりん文庫」	吉富あいあいセンター	○個別読み聞かせと啓発活動（しおり等配布） ○文庫より 40 冊の絵本提供でコーナー設置 ○文庫だより「とん・から・りん」配布 ・平成 26 年 4 月より毎月発行 ・町内の読書活動の様子とお知らせ ●ブックスタート事業協力（教育委員会より） 1 歳半健診時（年 4 回平成 23 年 11 月開始） ●乳・幼児健診時（福祉課より依頼） ・3 歳児健診時（年間 4 回平成 26 年 4 月開始） ・5 歳児健診時（年間 4 回平成 26 年 12 月開始） ・4 ヶ月・7 ヶ月・1 歳健診時 （毎月 1 回平成 28 年 11 月開始）
・読書ボランティア 地域住民への 図書館の提供 ・子育て相談等 ・土屋区子ども会支援	吉富小学校	○図書館業務支援（第 2・4 火曜日） ○学校司書研修支援（毎月 1 回学校より依頼） ・使用テキスト「学校図書館」 ・児童理解・図書指導等について実地指導 ○小学生読書リーダー養成講座事業協力 平成 26 年度より（27 年度より町独自） ○「うちどく」事業協力（平成 27 年度より） ○図書館イベント「だじゃれで楽しもう」 平成 26 年度より協力 ○国語科読書関連授業協力 ブックトーク

- 福岡県青少年アンビシャス運動参加（平成 13 年 12 月個人加入・平成 24 年 1 月文庫加入）
 - ・北九州地域推進部会委員（平成 25 年度より）
 - ・京築地区体験フェスティバル実行委員
 - ・だっこ DE ブックプロジェクト事業（平成 24 年度）
 - ・絵本コンシェルジュ養成講座受講終了（平成 28 年度）
- 福岡「子どもの読書」関連団体連絡協議会（平成 13 年発足当時から会員登録）★民間団体
平成 23 年 5 月 京築地区協議会発足 ・ゆめ基金助成活動 読書ボランティア学習会企画運営
代表：土屋富子（とんからりん文庫） 副代表：守口えみ子（まほうのかばん）
吉富町開催（平成 25 年 10 月 作家講演会：あまんきみこ氏・分科会）
- 京築地区子どもの読書活動推進連絡会議委員（平成 23 年度より 事務局：京築教育事務所）

読み聞かせ参加人数

	平成23年度					平成24年度				
	日	子ども	保護者	学童	合計	日	子ども	保護者	学童	合計
4 月	20 日	17	15		32	18 日	18	16		34
5 月	18 日	15	16		31	16 日	21	17		38
6 月	15 日	14	13		27	20 日	14	13		27
7 月	20 日	14	13		27	18 日	22	17		39
8 月	17 日	10	8		18	17 日	9	7		16
9 月	21 日	18	15		33	19 日	20	15		35
10 月	19 日	22	17		39	17 日	6	6		12
11 月	16 日	22	17		39	21 日	8	8		16
12 月	14 日	26	22		48	19 日	13	10		23
1 月	18 日	19	17		36	16 日	6	5		11
2 月	15 日	21	17		38	20 日	11	13		24
3 月	21 日	19	14		33	22 日	10	9		19
計		217	184	0	401	計	158	136	0	294

	平成25年度					平成26年度				
	日	子ども	保護者	学童	合計	日	子ども	保護者	学童	合計
4 月	17 日	5	5		10	16 日	9	8		17
5 月	15 日	11	10		21	21 日	8	7		15
6 月	19 日	8	8		16	18 日	6	5		11
7 月	24 日	15	11		26	16 日	5	5		10
8 月	9 日	12	9		21	8 日	14	10		24
9 月	18 日	19	15		34	17 日	5	5		10
10 月	16 日	17	13		30	15 日	11	10		21
11 月	20 日	8	8		16	19 日	8	8		16
12 月	20 日	5	4		9	24 日	8	8		16
1 月	22 日	4	4		8	21 日	7	7		14
2 月	19 日	11	8		19	18 日	10	10		20
3 月	19 日	17	12		29	18 日	9	10		19
計		132	107	0	239	計	100	93	0	193

	平成27年度					平成28年度				
	日	子ども	保護者	学童	合計	日	子ども	保護者	学童	合計
4 月	15 日	12	11		23	20 日	4	3		7
5 月	20 日	15	14		29	18 日	9	9		18
6 月	17 日	18	14		32	15 日	10	9		19
7 月	22 日	11	10		21	20 日	6	5		11
8 月	12 日	7	5	13	25	3 日	3	3	7	13
9 月	16 日	10	9		19	21 日	9	8		17
10 月	21 日	11	10		21	19 日	9	8		17
11 月	18 日	10	10		20	16 日	4	3		7
12 月	22 日	8	7		15	21 日	5	5		10
1 月	20 日	6	5		11	18 日	12	12		24
2 月	17 日	10	8		18	15 日	9	8		17
3 月	16 日	11	10		21	15 日	7	7		14
計		129	113	13	255	計	87	80	7	174

ブックスタート参加人数

	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	日	対象者	配布数	日	対象者	配布数	日	対象者	配布数
				31 日	11	10	30 日	26	20
				26 日	21	16	29 日	25	18
11 月	30 日	21	17	29 日	22	15	14 日	20	18
2 月	23 日	21	18	29 日	17	13	27 日	21	18
計		42	35		71	54		92	74

	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	日	対象者	配布数	日	対象者	配布数	日	対象者	配布数
5 月	29 日	17	14	30 日	14	10	22 日	17	14
8 月	23 日	16	7	20 日	20	18	19 日	23	19
11 月	29 日	20	16	26 日	14	13	25 日	19	14
2 月	21 日	19	16	27 日	15	13	26 日	14	12
計		72	53		63	54		73	59

	平成28年度		
	日	対象者	配布数
5 月	20 日	20	14
8 月	31 日	15	12
11 月	9 日	22	20
2 月	17 日	15	12
計		72	58

吉富町ブックスタート事業・フォローアップ活動の経過

年度	会場	ボランティア	
20	吉富町子育て支援センター	まほうのかばん	平成 21 年 3 月 6 日（金）10:30～11:30 読み聞かせ・参加者に絵本のプレゼント
21	中止		新型インフルエンザの流行
22	吉富あいあいセンター (1 歳 6 ヶ月検診時)		平成 22 年 11 月から 絵本 1 冊と「初めて出会う絵本のリスト」等を 保護者に配布
23	吉富あいあいセンター (1 歳 6 ヶ月検診時)	とんからりん文庫	継続 平成 23 年 11 月から個別読み聞かせを開始 図書室から 20 冊、とんからりん文庫から 40 冊で待合室に図書コーナーを設置
24	吉富あいあいセンター (1 歳 6 ヶ月検診時)	とんからりん文庫	継続 文庫から「読み聞かせのすすめ」配布
25	吉富あいあいセンター (1 歳 6 ヶ月検診時) (3 歳児健診時)	とんからりん文庫	継続（絵本配布は 3 冊から 1 冊を選択） 平成 25 年 4 月から 3 歳児健診でも個別の読 み聞かせを実施。図書コーナー設置 啓発チラシ・文庫日より配布
26	吉富あいあいセンター (1 歳 6 ヶ月検診時) (3 歳児健診時) (5 歳児健診時)	とんからりん文庫	継続（絵本配布は 3 冊から 1 冊を選択） 平成 26 年 12 月から 5 歳児健診でも個別の読 み聞かせを実施。図書コーナー設置 集団遊び補助
27	吉富あいあいセンター (1 歳 6 ヶ月検診時) (3 歳児健診時) (5 歳児健診時)	とんからりん文庫	継続 1 歳 6 ヶ月・3 歳・5 歳児・・・各年間 4 回
28	吉富あいあいセンター (1 歳 6 ヶ月検診時) (3 歳児健診時) (5 歳児健診時) (乳幼児健診時)	とんからりん文庫	継続 平成 28 年 11 月から毎月乳幼児健診時に、「0 さいからのブックリスト」、「てあそびのしおり」を 配布

○「学校図書館法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)

平成 26 年 6 月 27 日法律第 93 号をもって公布

改正法の概要

1. 学校司書に関すること(第 6 条関係)

(1) 学校には、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(以下「学校司書」という。)を置くよう努めなければならないこととした。(第 1 項関係)

(2) 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。(第 2 項関係)

2. 施行期日等(附則関係)

(1) 国は、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。(附則第 2 項関係)

(2) この法律は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。(附則第 1 項関係)